

令和 6 年度 酒田市ふるさと納税返礼品開発等支援補助金 事業者募集・補助金交付要領

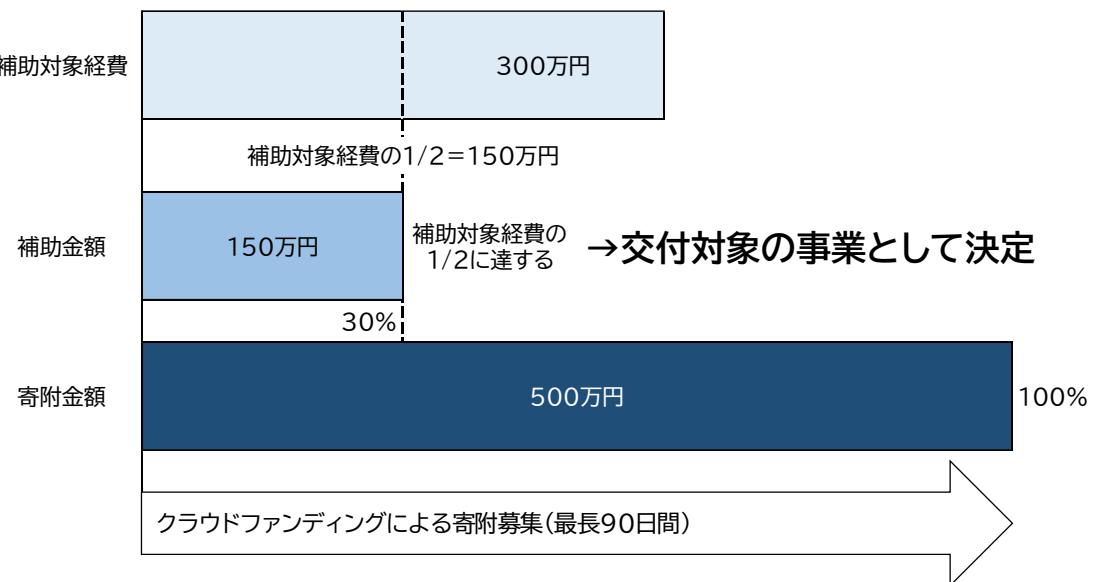
酒田市では、地域経済の活性化及び市民サービスの向上を図ることを目的に、ふるさと納税制度を活用して、新たな特産品の開発等に係る企業立地、創業、産業振興を支援します。

1 概要

魅力ある新たな特産品開発について、各事業者よりご提案いただきます。提案内容を審査し、採択された事業を対象に、市がクラウドファンディングにより寄附を募り、期間内に寄附額の 30%が補助対象経費の 1/2 に到達した場合に、寄附額の 30%を補助金として交付する仕組みです。

＜例＞

補助対象経費が 300 万円の場合、寄附金額の 30%が 150 万円に達した場合（＝寄附金額が 500 万円に達した場合）補助金交付対象の事業として決定します。

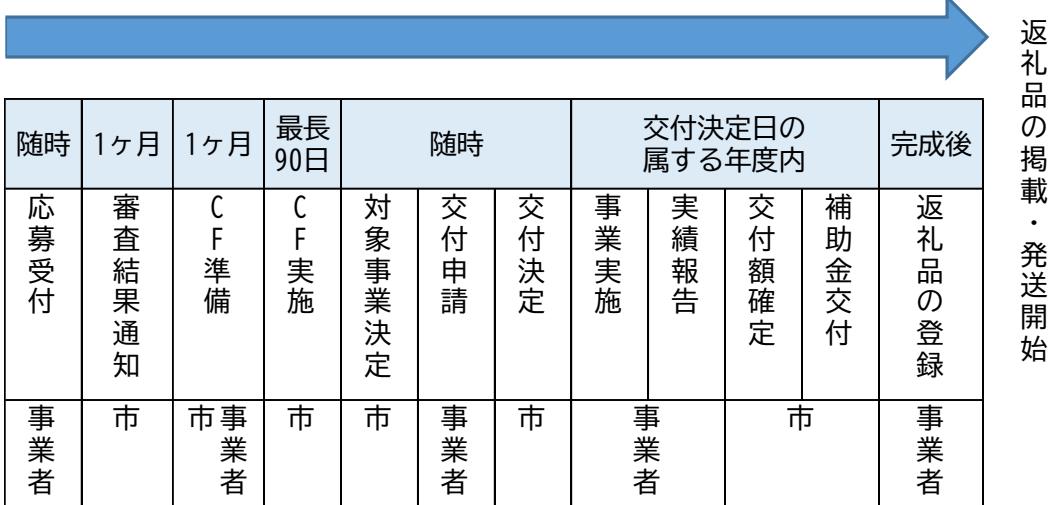


1.1 全体の流れ・スケジュール

- (1) 魅力ある新たな特産品開発に係る取り組みを公募（随時募集）
- (2) 各事業者より提案された事業計画について、その内容を審査
- (3) 審査結果を通知（審査会終了後 1 週間以内）
- (4) 採択された事業計画をもとに、市がクラウドファンディングによる寄附を募集（最長 90 日）
- (5) クラウドファンディングの募集期間内に目標金額を達成した場合
→ 補助金交付対象事業決定通知

- (6) クラウドファンディングの募集期間満了後、補助金交付申請書を提出
 (7) 交付決定通知書を受理後、事業者は補助金を活用して計画事業を市内で実施
 (8) 事業終了後、実績報告書を提出→市が内容を確認し、補助金を交付

<スケジュールイメージ>



※CF：クラウドファンディング

2 事業者募集について

2.1 応募対象者

酒田市内に事業所を設置している又は設置を予定している者のうち、以下に該当する事業者

- (1) 自らが事業の実施主体であり、継続した事業活動を行うことができる者
- (2) 日本国内に事業所を有する企業または個人
- (3) 市内の事業所において、特産品の生産、製造、加工等を行っている又は行う予定である者
- (4) 国税及び地方税の滞納がない者
- (5) 酒田市暴力団排除条例第2条2号に規定する暴力団員又は同上3号に規定する暴力団員等でない者
- (6) 宗教活動や政治活動を目的としていない者
- (7) 新たに開発した特産品を本市のふるさと納税の返礼品に登録する者

※以下に該当する場合は対象外となります

政治団体、宗教上の組織又は団体による事業、本補助事業に申請する内容と同一の事業が国、県、市町村等の他の補助金に採択されている場合、その他、本事業の目的・趣旨等から適切でないと市長が判断する場合

2.2 応募事業の要件

本市のふるさと納税返礼品たる新たな特産品の開発にかかる事業であり、次に掲げる要件を満たす取組であること。

- (1)市内の事業所において実施する取組であること
- (2)補助対象経費が60万円以上となる取組であること

2.3 応募書類

- (1)(様式1)応募書 5部
- (2)(様式2)事業計画書 5部
- (3)(様式3)収支計画書 5部
- (4)(任意様式)補足資料 5部
- (5)直近3期分の決算書(個人の場合は確定申告書) 1部
- (6)直近の法人税の申告書(法人の場合) 1部

2.4 審査方法及び審査基準

(1) 審査方法

期限内に提出された応募書類を、審査会により審査を行います。審査にあたり、次の審査基準に基づき審査、選定し、採択事業者を決定します。審査結果が一定の基準に満たない場合は、採択しないことがあります。

(2) 審査基準

項目	内容
実現性	<ul style="list-style-type: none">・実施体制・これまでの実績
返礼品としての可能性	<ul style="list-style-type: none">・独創性、新規性、優位性・市場性、成長の可能性・地域社会への貢献、地域経済への波及効果・ふるさと納税返礼品としての魅力
資金・収支計画	<ul style="list-style-type: none">・収益性・資金計画
事業提案金額	<ul style="list-style-type: none">・費用積算(明確かつ正確で、事業実施に必要なものか)

※審査内容に関する質問や異議は一切受け付けいたしません。

2.5 結果の通知

申請事業者全員に対して、採択又は不採択を文書で通知します。

3 クラウドファンディング

- ・採択事業は、ふるさと納税のポータルサイトにてクラウドファンディングによる寄附を募集します。
- ・クラウドファンディングの方法や、掲載にあたり必要となる資料等については、採択された事業者に対し別にご案内します。

4 補助金申請について

4.1 補助対象者

- ・クラウドファンディングにより寄附を受けた額の30%(補助金額)が補助対象事業費の1/2(目標金額)に達した者。対象となった者には、補助金交付対象事業に決定した旨を通知します。
(目標額に達しない場合であっても、採択事業者が自らの責において事業を行うことを市と協議し、市の同意を得た者については、補助対象とする場合がある)

4.2 補助対象事業

本市のふるさと納税返礼品たる新たな特産品の開発にかかる事業であること。

【補助対象外となる例】

- 新商品の開発・製造を伴わない機械設備の導入
- 単なるパソコン、タブレット端末等を購入することが目的と判断される事業
- 見積書に、導入する設備(機種)の名称、型式、作業工程名、単価、数量、工数等の経費の内訳がなく、価格の正当性が判断できない事業
- 補助対象経費が市場価格から見て大きく乖離のある見積書や価格を調整した見積書による事業

4.3 補助金の額

寄附額の10分の3の額(1,000円未満の端数は切り捨て)

【例】寄附額 1,000万円の場合、補助金額 300万円

4.4 補助上限

寄附金額に応じて、補助対象経費の10/10まで補助

4.5 補助対象経費

本事業の補助対象となる経費は、新たな特産品の開発にかかる必要経費のうち以下の要件を全て満たす経費。

- ・補助事業の遂行に必要なものと特定できるもの
- ・社会通念上適正な価格で取引されたもの
- ・補助対象経費として明確に区分できるものであり、またその経費の必要性及び金額の妥当性を証拠書類によって明確に確認できるもの
- ・次の経費区分に該当するもの

補助対象事業	補助対象経費	
	区分	内容
新たな特産品の開発、生産、製造、加工等を行うための事業所の立地、設備の取得等に関するもの (当該特産品はふるさと納税の返礼品として活用するものとする)	工事請負費	新商品開発に資する工事 等
	備品購入費	新商品開発に必要と認められる備品の購入に要する経費等

※但し、補助対象となるのは、交付決定を受けた日付以降に発注を行い、補助事業実施期間内に支払いを完了したものに限ります。また下記に該当する経費は対象外です。

- 補助事業の目的に合致しないもの
- 本事業の目的との関連性がない又は関連性が著しく少ない経費
- 同じ経費について、他の補助金等の支援を受けているもの
- 必要な経理書類(見積書・請求書・領収書等)を用意できないもの
- 自社で使用せず、第三者に貸出するため導入する機器
- 不動産の取得、土地の造成に要する経費
- 交付決定前に発注・契約・購入・支払(前払い含む)等を実施したもの
(やむを得ない事情がある場合…「4.9 事業着手」を参照)
- 補助事業期間内に発注・契約・納品・完了・検収、支払等、事業上必要な手続きが全て完了していないもの(分割払、クレジットカード決済、リボルビング支払等の場合、金融機関等から引き落としが補助事業期間内に完了していること)
- 汎用性があり、目的外使用になりうるもの
- その他市長が不適切と判断する経費

4.6 事業期間

補助金交付決定の日から、当該日の属する年度の末日まで

※この期間内に発注・契約、納品・完了・検収、支払を完了する必要があります。

※完成した新商品は速やかに酒田市ふるさと納税返礼品に登録ください。

4.7 申請書類

(1)(様式第2号)交付申請書

(2)(様式第3号)事業計画書

(3)(様式第4号)収支予算書

(4)その他市長が必要と認める書類

・申請日時点で有効期限内の見積書の写し(※導入する設備(機種)の名称、型式、作業工程

名、単価、数量、工数等の経費の内訳が記載されているもの(〇〇一式の記載は不可))

・営業許可証等の写し(許認可を必要とする場合に限る)

4.8 申請期間

クラウドファンディング期間終了後、市が指定する期間内に補助金交付申請書を市に提出すること

4.9 事業着手

・事業着手は原則として補助金の交付決定後に行うこと

・やむを得ない事情により補助金の交付決定前に事業に着手する必要がある場合は、補助金交付決定前着手申請書(様式第5号)及び「4.7 申請書類」に掲げる書類を提出し、市の承認を得た後に着手すること

4.10 事業の変更・中止・廃止

・交付決定を受けた事業をやむを得ない事情により変更、中止、廃止する場合は、酒田市補助金等交付規則により補助事業等変更申請書(規則様式第4号)を提出し承認を得ること

4.11 実績報告書類

事業が完了したときは、下記書類を速やかに提出すること

(1)(様式第7号)実績報告書

(2)(様式第4号)収支精算書

(3)事業に要した経費の領収書その他経費の額を証明する書類の写し

(4)整備した機器等の写真

(5)新たに開発した特產品の写真

4.12 補助金の支払い

事業者への補助金の支払いは、原則として事業完了後の精算払いとする。

4.13 その他

- (1)補助金の交付を受けた採択事業は、交付を受けた年度の翌年度から5年間は、市のふるさと納税返礼品として継続して提供すること。また、ふるさと納税以外の販路開拓、販売に努めること。
- (2)補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、事業終了した翌年度から5年間保存すること。
- (3)本事業終了後、事業の成果等を確認するため、アンケート調査や決算書等の提出をお願いする場合がある。
- (4)複数の事業者から同一もしくは極めて類似した内容の応募申請があった場合、採択しない場合がある。応募申請を希望する事業者は、自社の現状等を的確に分析し、実態に即した事業計画を作成すること。他社の事業計画をコピーしたり、他社からコピーされたりしないよう注意すること。

5 問合先

酒田市地域創生部 交流観光課 ふるさと納税係

電話 0234(26)5736／Mail furusato@city.sakata.lg.jp

<留意事項>

- ◇本補助金の認定は先着順ではありません。また、受付期間内に申請いただいた内容について審査を行いますので、その結果として不採択(補助金を受け取れないこと)や申請内容から減額したうえでの交付決定となる場合があります。
 - ◇「事業計画認定(採択結果)」は、申請いただいた事業計画に記載のある金額の全額に対して、補助金の交付決定を保証するものではありません。「事業計画認定申請書」と併せて提出いただく「補助金交付申請書」の内容を審査し、必要に応じて事業者にご照会・ご連絡等を行ったうえで予算の範囲内で補助金交付額を決定し、通知いたします。
 - ◇補助金の対象となる経費の発注・契約・支出行為は、補助金の交付決定の日以降から可能となります。補助金の交付決定前の発注・契約・支出行為は補助対象外となり、補助金を受け取ることはできません。
 - ◇補助金の支払いは原則として事業完了後となりますので、補助事業遂行の際には自己負担が必要となります。
 - ◇同一の事業が、国、県、市町村等の他の補助金に採択されている場合には、本事業に応募することはできません。
-